

協議事項 1

生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）に関する 事業評価について

令和4年8月に開催した酒田市地域公共交通会議にて協議し、ご承認いただいた「生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）」について、計画どおり UD タクシー（車いすを利用したまま乗車できる福祉タクシー車両）1台を導入し、事業が完了しましたので、必要となっている事業評価を行うものです。

1 事業評価について

国土交通省の補助事業である地域公共交通確保維持改善事業を活用し、その支援を受けた場合には、「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」及び「地域公共交通確保維持改善事業実施要領」に基づき、協議会自らが事業の評価を行い、その結果を地方運輸局に報告するとともに、これを公表する必要があります。

2 事業の概要

実施年度：令和4年度

事業実施者：株式会社観光タクシー（酒田市泉町 223）

事業の内容：UD タクシー車両の導入 1台

3 導入車両



地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

令和 5年 7月 日

協議会名: 酒田市地域公共交通会議

評価対象事業名: 生活交通改善事業計画(バリアフリー化設備等整備事業)

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点(特記事項を含む)
観光タクシー株式会社	UDタクシー車両の導入(1台)	<p>【前回の評価結果】 酒田市内の福祉タクシー車両台数が目標の34台に達することとなり、車いすやストレッチャー利用者の移動の円滑化が図られた。 (令和2年度、酒田第一タクシー(株)、UDタクシー3台を導入)</p> <p>【評価結果の反映状況】 さまざまな利用者にとっての利便性向上を図り、より一層、円滑な移動が可能となるよう、UDタクシーや福祉車両の導入を推進する。</p>	A 計画どおり事業は適切に実施された。	A UDタクシー車両を1台導入したことにより、酒田市内の福祉タクシー車両が41台以上となり、目標を達成した。 車いす利用者等における移動円滑化と利便性向上に寄与している。	公共交通利用者の状況把握に努め、今後も移動円滑化と利便性向上に向けた取り組みを継続する。

生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）案

令和5年7月 日

(名 称) 酒田市地域公共交通会議

(代表者名) 会長 安川 智之

1. 生活交通改善事業計画の名称

タクシー事業者福祉車両導入促進計画

2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性

高齢者、身体障害者、妊産婦などであっても安心して快適に利用できる交通環境の整備が求められており、ドア・ツー・ドアでの移動を提供するタクシーのバリアを解消していくことは、市民生活の向上や社会参加を促すために増々重要となっている。

福祉タクシーの利用に対する地域需要も増えており、車いす利用者などの移動円滑化を図るため、タクシー事業者が積極的に福祉タクシー車両を導入していく必要がある。

3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果

(1) 事業の目標

酒田市内のタクシー車両数128台のうち、福祉タクシー車両は42台となっており、福祉タクシー車両が占める割合は約32.8%である。

令和5年度末までに、市内福祉タクシー車両運行台数を44台以上とすることを目標とする。

(2) 事業の効果

リフト、スロープ又は回転シート付き福祉タクシー車両（UDタクシーを含む）を導入することにより、車いす利用者等における移動の円滑化を図り、公共交通利用者の増加に寄与する。

4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者

(1) 事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）

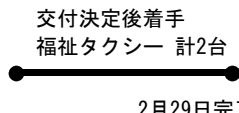
福祉タクシー（リフト付き）の導入	1台：酒田第一タクシー株式会社
福祉タクシー（上記以外）の導入	1台：酒田第一タクシー株式会社

(実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について)

身体：普通旅客運賃1割、知的：普通旅客運賃1割、精神：普通旅客運賃（設定なし）

(2) 関連事項（以下、〈 〉内の事業に該当する場合に記載）

5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額					
令和5年度（当該年度）					
事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市町村負担 割合	事業者負担 割合
福祉タクシー 導入事業	6,717 千円	1,400 千円	千円	千円	5,317 千円
	100 %	20.8 %	%	%	79.2 %
※総事業費については見込み額を記載 ※列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。					

6. 計画期間												
以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（←→）、または横棒線（——）で記載。 ●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載												
事業の名称	令和5年度				令和6年度				令和7年度			
	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月
UDタクシー 導入事業	交付決定後着手 福祉タクシー 計2台  2月29日完了											

7. 協議会の開催状況と主な議論
令和5年7月開催。酒田市地域公共交通会議において計画の概要を資料説明し、協議のうえ合意を図る。

8. 利用者等の意見の反映
（※ 各委員からの協議書等に記載された意見を集約し、この欄に記載します）

9. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	※ 別紙「酒田市地域公共交通会議委員名簿」のとおり
関係市町村	
交通事業者・交通施設管理者	
地方運輸局	
その他協議会が必要と認める者	

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住所） 酒田市本町二丁目2番45号

（所属） 酒田市企画部都市デザイン課

（氏名） 齋藤 武有

（電話） 0234-26-5756

（e-mail） kotu@city.sakata.lg.jp

酒田市地域公共交通会議 委員名簿

R5年度の異動等による変更後（R5.6.5委嘱）

（任期：令和4年5月1日から令和6年4月30日まで）

役職	所属・職名	氏名	要綱規定	
会長	酒田市副市長	安川 智之	1号	市長が指名する者
副会長	庄内交通株式会社代表取締役社長	村 紀明	2号	一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者が指名する者
	一般社団法人山形県バス協会会長	村 紀明	3号	山形県バス協会が指名する者
	一般社団法人山形県ハイヤー協会 酒田支部支部長	山崎 正人	4号	山形県ハイヤー協会酒田支部が指名する者
	酒田市自治会連合会会長	小野 英男	5号	市民又は利用者の代表
監事	酒田市地区自治会連合会会長	土田 秀二		
	八幡地域コミュニティ振興会連絡協議会 会長	小松 幸雄		
	松山地域コミュニティ振興会連絡協議会 会長	荘司 東一		
	平田地域コミュニティ振興会連絡協議会 砂越・砂越緑町コミュニティ振興会長	佐藤 幸一		
	酒田飽海PTA連合会母親委員会委員長	佐藤 由佳		
監事	特定非営利活動法人酒田市障がい者福祉会 監事	池田 智恵子		
	国土交通省東北運輸局山形運輸支局首席運輸企画専門官	田島 宏保	6号	山形運輸支局長又はその指名する者
	私鉄庄内交通労働組合書記長	後藤 正志	7号	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体が指名する者
	酒田警察署交通課長	鈴木 朋宏	8号	山形県警察
	国土交通省東北地方整備局 酒田河川国道事務所 道路管理課長	高橋 信也		道路管理者
	山形県庄内総合支庁 建設部 道路計画課長	澤井 敏昭		道路管理者
	酒田市建設部長	中村 良一		道路管理者
	山形県庄内総合支庁 総務企画部 総務課 連携支援室長	小松 弘幸		山形県庄内総合支庁
副会長	東北公益文科大学学長	神田 直弥		学識経験者
	酒田市 地域創生部 交流観光課長	今野 紀生		その他必要と認める者
	酒田市 健康福祉部 福祉企画課長	阿部 利香	その他必要と認める者	